

普通取引約款における不明確条項 の解釈準則について

一ドイツ普通法における契約概念の変化が 解釈準則に与えた影響について

栗 田 晶

1 問題の所在

最高裁判所平成13年4月20日判決民集55巻43号682頁は、補足意見の中に、不明確条項の解釈準則に関する言及を含むものとして知られている。同判決は、Xが、Y保険会社とAを被保険者として生命保険契約を締結するに際して、被保険者が不慮の事故を直接の原因として保険期間中に死亡したときには災害死亡保険金を支払う旨約していたところ（災害割増特約）、被保険者が、5階建て建物の屋上から転落し、死亡したため、Xが、災害死亡保険金の支払いを求めた事案に関する。第1審で災害保険金の支払い請求を棄却され、原審で控訴が棄却されたため、Xが上告を申立てた。

裁判所は、「本件約款に基づき、保険者に対して災害割増特約における災害死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。」として、Xの上告を棄却したが、その際、不明確条項の解釈方法について以下のような補足意見（亀山意見）が付された。即ち、「本件約款が、保険契約と保険事故一般に関する知識と経験において圧倒的に優位に立つ保険者側において一方的に作成された上、保険契約者側に提供される性質のものであることを考えると、約款の解釈に疑義がある場合には、作成者の責任を重視して解釈する方が当事者間の衡平に資するとの考えもあり得よう。そして、かねてから本件のように被保険者の死亡が自殺によるものか否かが不明な場合の主張立証責任の所在について判例学説上解釈が分かれ、そのため紛争を生

じていることは、保険者側は十分認識していたはずであり、保険者側において、疑義のないような条項を作成し、保険契約者側に提供することは決して困難なこととは考えられないのであるから、一般人の誤解を招きやすい約款規定をそのまま放置してきた点は問題であるというべきである。」というのである。

不明確な条項の解釈準則としては、約款使用者ないしは表現作成者に不利益に解釈するという準則の他、債権者に不利益に、債務者に利益に解釈すべきであるという準則も存在している。平成13年判決の補足意見は、これらのうち、約款使用者の責任を重視して条項の解釈を行うべきであるという準則を前提としている¹。学説も、これまで、不明確な条項の解釈準則としては約款使用者に不利益に解釈するという準則を議論の対象としてきたように見える。

こうした前提が形成された背景の一つは、「普通取引約款は、それが法律行為的所産として企業者により設定されたものである以上、その作成者としての企業者は明瞭且つ完全なものを作成し提示すべき責務を負い、若し之を

¹ 不明確な条項の解釈が争点となった事案として、さらに、最高裁判所平成26年12月19日判決判例時報2247号27頁を挙げることができる。同判決は、地方公共団体であるXがA社及びY社から構成される共同企業体との間で一般競争入札の方法により請負契約を締結したところ、A社につき独占禁止法違反による排除措置命令等が確定したため、XがYに対して賠償金の支払いを求めた事案に関する。約款には、共同企業体である請負人乙は、独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令等を受けた場合には、注文者甲に賠償金を支払わなければならないとなっていた。裁判所は、賠償金支払い条項における「乙」が「A及びY」を意味するのか、「A又はY」を意味するのかは文言上一義的に明らかではないとした上で、共同企業体の構成員の一部の者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、不正行為に関与していない構成員に賠償金の支払いを求めるのであれば、『乙』の後ろに例えば『(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者をも含む。)]』などと記載するなどの工夫が必要であったとして、「A又はY」とする解釈を採用して、Xの請求を棄却した。もっとも、本件では、表現作成者であるXは同時に賠償金債権の債権者でもあり、また裁判所が不明確条項の解釈準則を一般的な形で示したものでないため、本件が不明確条項の解釈準則が適用された事案であるとしても、その準則が疑いのある条項を債務者の利益に解釈すべきとする準則であるのか、表現作成者の不利益に解釈すべきとする準則であるのかは、明らかではない。

怠りその容内において意味の不明瞭・不完全なものがあれば、その限りにおいて自己に不利益に解釈されるも已むを得ざる危険を負担する」²という配慮に求められる。また、ドイツの旧約款規制法第5条（現ドイツ民法305条のc）は、「普通取引約款の解釈に際しての疑わしい事項は、約款使用者の負担に帰する」と定めており、この規定に関する研究成果も我が国の約款契約理論に対して影響を及ぼしていると考えられる。

ところで、19世紀のドイツ普通法では、不明確な条項の解釈としては、表現作成者の不利益に解釈すべしという準則の他、債権者に不利益に解釈すべきであるという準則も現れており、その中で、徐々に、表現作成者の不利益に解釈すべきであるという準則が優位を獲得してきたように見える。それでは、ドイツにおいて表現作成者の不利益に解釈すべきであるとする準則が優位を獲得するようになったのはなぜであろうか。考えられる幾つかの要因の一つとして、解釈の対象となる契約の構造に対する理解の変化が、解釈準則に対しても影響を与えたのではないかというのが本稿の関心事である。

19世紀のドイツでは、契約の構造に対する理解が、契約を統合された一つの意思が一つの表示の中に表現されたものと捉える理解から、複数の意思表示の合致と捉える理解へと変化しており、これを通じて個々人の意思に契約の構成要素としての地位が与えられるようになっていく。この変化の中で不明確な条項は、表現作成者の不利益に解釈するべきであるとする準則が強調されることとなったのではないか。以下には、こうした視点から、契約の構造に対する理解の変化が不明確条項の解釈準則に及ぼす影響を与えるのかについて考察することにした。

² 大村須賀男「普通取引約款解釈における不明瞭法則の存在意義」六甲台論集9巻2号（1962年）65頁。同様の説明は、石原全「約款解釈における不明確原則」（『商事法の現代的課題』喜多祐先生退官記念論文集（1985年）37頁、河上正二『約款規制の法理』（有斐閣、1988年）263頁。

2 我が国における不明確条項の解釈準則に関する理論

(1) 現行民法には、約款中に不明確な条項が存在した場合の解釈準則に関する規定はないが、旧民法財産編第360条にはこの点に関する規定が見られる。

旧民法財産編第360条

第1項 總テノ場合ニ於テ當事者ノ意思ニ疑アルトキハ其合意ノ解釋ハ諾約者ノ利ト爲ル可キ意義ニ從フ

第2項 雙務ノ合意ニ於テハ此規定ハ各項目ニ付キ格別ニ之ヲ適用ス

以上の規定は、ボワソナード草案財産編第380条を受けたものである。同草案の財産編第380条は、第1項で、「全ての場合に於いて当事者の意思に疑いが残るときには、その合意は、要約者 (stipulant) の不利益となり、諾約者 (promettant) の利益となるように解釈される。」と定め、第2項で、「その合意が双務的 (synallagmatique) であるときには、前項の規定は、別々に各不明瞭で曖昧な条項 (clause obscure ou ambiguë) に適用される。」と定めている。旧民法財産編第360条の規定は、このボワソナード草案財産編第380条に由来するものとされる。

ボワソナードによれば、「証明の負担はそこから利益を引き出すための事実を主張する者が負担する」というのが、裁判所での証明に関する原則であるという。「私人の一方が他方に拘束されるのは例外であり、それ故に、債権者であると主張する者は、その例外的な場合の下にあることを証明しなければならない」。「債務は、ひとたびその存在に関して証明されても、なお、その範囲は可能な限り狭く解釈される。」それ故に、「債権者は、自己の権利がどこまで及ぶかについても証明しなければならない」³。他方、「義務の存在及び範囲がひとたび証明されると、その義務の消滅及び、もしそれを主張するのであれば、その全ての消滅を証明することは債務者の負担に帰する」

³ Gustave Émile Boissonade, *Projet de Code Civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire*, Nouvelle édition, Tome deuxième, 1891, p.275.

とする⁴。草案は、「合意の意味と合意の射程の証明についてしか取り上げられていない」が、本規定は、一般原則が適用されたものであり、「要約者は、合意の不明瞭さから生じた残された疑いを排除することができないことのために、不利益を被り」、「合意の効果は、諾約者に対して十分に証明されたものに制限される」としている⁵。

双務契約においては、「各当事者が互いに要約者であり諾約者である」ことによる困難が生じるが、ポワソナードによれば、草案は、規定が「各条項別々に」その適用を受けることを注意することで解決している。即ち、双務契約は、「各当事者が、交互に債権者及び債務者の地位につく条項の集合」であり、「売主又は賃貸人の契約上の債務について不明瞭さがあるときには、解釈は、売主又は賃貸人に有利に、買主又は賃借人に不利に」解釈され、「買主又は賃借人の債務について不明瞭さがあるときにはその反対」である。従って、あらゆる事案において、疑いのある条項は、「要約者の不利益に、諾約者の利益に」解釈される⁶、という。

このように、ポワソナード草案及び旧民法では、契約において、その意味に疑いが残ったときには、債権者の不利益に、債務者の利益に解釈すべきであるとする準則が妥当していたことを確認することができる。

(2) 現行民法には、不明確条項の解釈準則に関する規定はないが、特に約款契約法の分野で不明確条項の解釈準則に関する説明が見られる。初期の頃に既に以下のような説明が現れた。即ち、石井照久によれば、「普通契約條款においてはそれを制定した企業者側の意思は決定的ではなく、顧客圏に合理的に理解されるべき意味、換言すれば企業者と取引関係に入るべき平均的顧客の理解可能性がその解釋の標準とされる」⁷べきであり、「普通契約條款の解釋が顧客圏の合理的な理解可能性を前提とするという原則の當然の帰

⁴ Boissonade, Ibid, p.276.

⁵ Boissonade, Ibid, p.276.

⁶ Boissonade, Ibid, p.276.

⁷ 石井照久『普通契約條款』(勁草書房, 1957年) 53頁(初出は、石井「普通契約條款 - 特にその解釈について」法協55巻10号(1937年), 12号(1937年))。

結」として、「普通契約條款のある規定が餘りに専門的であり、或は簡略であり、ためにその意味が曖昧なる場合において、顧客圏が合理的に理解する如き意味において、顧客圏に有利に理解しうる意味が標準となる」、つまり「その條款の疑わしきは顧客圏の利益に、これを利用する企業者に不利に解釋すべし」という原則が妥当するという⁸。このように、石井は、不明確な条項については約款を使用した企業者に不利益に解釋すべきであるとする準則を、約款の合理的解釈の一部として、採用している。

石井は、不明確条項の解釈準則を表す定式としては、「疑わしきは顧客圏の利益に、これを利用する企業者に不利に解釋すべし」とする様式を用いており、顧客圏と企業者とを対立させていたが⁹、その後の学説は、「疑わしきは表現作成者の不利益に」ないしは「約款使用者の不利益に」など、表現を作成した者と表現を受入れた者とを対立させる様式を用いるようになっていく¹⁰。

その後、不明確条項解釈準則の適用に際しては、約款の一義的な意味が明らかな場合の条項の修正と明らかでない場合の補充とを区別すべきであり、不明確条項の解釈準則の適用は後者の場合に限るべきではないかとする問題提起が現れた。こうした主張がなされた要因は、下級審裁判例の中に必ずしも不明確ではない条項の解決のために不明確準則を用いたものが現れたことにあると思われる。

まず、札幌高等裁判所昭和45年4月20日決定下民集21卷3・4号603頁は、保険会社との間で普通傷害保険契約を締結した保険契約者が保険金の支払いを求めたところ、約款に保険会社の本店所在地を管轄裁判所とする規定があったため、この管轄の定めが専属的合意管轄か付加的合意管轄かが問題となった。裁判所は、「右管轄約款が、いわゆる専属的合意管轄として、他の

⁸ 石井前掲59頁以下。

⁹ 塩田親文「普通契約約款の濫用」(『末川古希記念権利の濫用(中)』〔有斐閣、1962年〕所収)238頁も「疑わしきは企業者の不利に」という様式を用いており、同様に顧客と企業者とを対比させている。

法定管轄を排除する趣旨であるかどうかは前記約款の文言のみでは明らかでない」とした上で、「疑わしい場合は、むしろ一般契約者の利益に解釈すべく、本件管轄約款は、相手方の本店所在地の裁判所が法定管轄権を有しない場合にも、これに管轄権を認めた、いわゆる付加的合意管轄の定めと解するのが相当である」とした。しかし、この決定に対しては、河上が、「保険会社の本店所在地が法定管轄権を持たない場合はほとんどありえないし、法定管轄の一つが特に指定されていれば、専属的管轄の合意とみるのが一般的」であって、不明確さがあつたか否かについては疑問であると指摘している¹¹。

また、大阪地方裁判所昭和60年2月28日判決判タ553号240頁では、保険会社と災害割増特約付きの生命保険契約を締結した被保険者が飲酒運転中の事故で死亡した事案において、災害割増特約に「被保険者の飲酒運転中の事故」については保険会社が免責を受けることが規定されていたため、本件事故がこの免責事由にあたるかが問題となった。裁判所は、「保険支払の免責事由としての『飲酒運転』である以上無限定的に酒気帯び運転全般を含むと解するのは相当でなく、他の免責事由との権衡をも顧慮した上で、かつ『疑わしきは保険者の不利益に』という解釈原理に立って目的的かつ合理的に解

¹⁰ 大村須賀男「普通取引約款解釈における不明瞭法則の存在意義」六甲台論集9巻2号(1962年)65頁、山下友信「普通保険約款論」法協97巻3号(1980年)337頁、石原全「約款解釈における不明確原則」(『商事法の現代的課題』喜多了祐先生退官記念論文集(1985年)37頁、河上正二『約款規制の法理』(有斐閣、1988年)273頁以下、上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』(日本評論社、2003年)。これに対して、不明確条項の解釈準則の必要性に対して懐疑的なものとしては、米谷隆三『約款法の理論』(有斐閣、1954年)583頁以下。米谷は、「この原則の存在理由は、約款の作成者が豫疑わしい、そして曖昧な文句を約款に挿入して、相手方また相手方圏を不利な地位におく可能性もなくはないのであるから、解釈によって両者の公平調和をはかり、相手方を保護するのが信義誠実を旨とする法律関係の当然の要請であるとするところにある」が、今日では、「約款の妥当圏たる顧客を保護するため、また一般公益を考慮して、例えば政府の約款認可というような適当な手段が約款に現れていることを考えれば、この原則の価値は疑わしいということになる」と述べている。

¹¹ 河上前掲277頁。

積されなければならない」とし、約款中の「飲酒運転」は「危険の発生又は危険の増加の蓋然性が極めて大きいため自動車の使用又は運転それ自体が強く禁止されている酒酔運転をいうものと解するのが相当である」とした。しかし、本件においても、約款の「飲酒運転」の文言自体はその意味も明確であり、ここで「疑わしき」場合の解釈準則を持ち出したことが適切であったか否かについては疑問があったように思われる。

そこで、こうした裁判例に対して¹²、河上は、「解釈から導かれるものが『合理的』でなければならないと考えるあまり、明らかに一義的な条項を強引に特定の意味にひきよせてしまう危険性」があるとし、一義的に明らかな条項の修正は不明確条項の解釈原則によってではなく、「直接的な内容規制」によって対応すべきであるとする¹³。上田誠一郎は、不明確条項の解釈準則が、他の全ての解釈手段を尽くしても複数の解釈可能性が残ってしまった場合にのみ適用されるべきこと（劣後性の原則）を強調して、以下のように説明している。即ち、複数の解釈可能性が残るときに、「契約に欠陥があるものとして任意法規により補充するといった処理をするのではなく、不明確条項解釈準則を適用して、それらの解釈可能性の一つを選択することにより契

¹² 判決文中に「不明確」又は「疑わしき」等の不明確条項を表す文言が現れているわけではないが、不明確条項の解釈準則の適用を問題としたものと評価されているものとして、秋田地方裁判所昭和31年5月22日判決下民7巻5号1345頁、東京地方裁判所昭和47年6月30日判決判時678号26頁、札幌高等裁判所昭和57年12月9日判決交通民集15巻6号1443頁がある。

¹³ 河上前掲281頁。同趣旨のものとして、山下友信「普通保険約款論」法協97巻3号（1980年）337頁は、「ある条項について広狭二通りの解釈が文言上可能な場合にいずれの意味が採用されるかは、『疑わしきは作成者の不利益に』の原則の適用の有無が問題となる。これに対して、一義的な意味が文言上明らかになるにもかかわらずそれを制限的に解釈するのであれば、もはや約款の修正であることは明らかである」として、条項の一義の意味が不明確である場合の準則と明確である場合の修正とが区別されることを示している。また、石原全「約款解釈における不明確原則」（『商事法の現代的課題』喜多祐先生退官記念論文集（1985年）37頁も、本準則は、「約款の他の解釈原則によっても当該条項の意味を明らかにしえないときに限って適用される」、「補助的解釈原則」であり、「内容につき客観的に不明か二元的か、あるいは明確に矛盾を含むこと」が必要であるとしている。

約内容を確定するということには、暗黙裡に契約の当該部分に効力をあたえるべきであるという評価が含まれていると考えられる」。従って、「不明確条項解釈準則の最も根本的な根拠は、私的自治の原則にもとづき当事者間で形成された契約規範を可能な限り尊重すべきであるという評価に求められる」。「劣後性の要件（すなわち他のすべての解釈手段を尽くしてもなおどうしても複数の解釈可能性が残るときに初めてこの準則を適用すべきこと）」は「不明確準則の本質にもとづくもの」であり、「『約款使用者に不利益に』解釈準則の適用の形を取ったいわゆる『隠れた内容コントロール』や劣後性を要求しない約款の制限的解釈などは、不明確条項解釈準則とは似て非なるものであり、本来当事者の合意内容の確定としてではなく契約の修正的解釈として行われるべきもの」である¹⁴、という。

(3) 以上のように、我が国においては、ボワソナード草案及び旧民法においては、契約において、その意味に疑いが残ったときには、債権者の不利益に、債務者の利益に解釈すべきであるとする準則が妥当していたのであるが、民法典制定後、不明確条項の解釈方針を支配したのは、特に約款契約法の分野を中心に、不明確な条項は約款使用者ないしは表現作成者の不利益に解釈すべきであるとする準則であったということが出来る。上田が¹⁵、表現作成者に不利益にとする準則と債権者の不利益にとする準則の関係について、以下のように述べている。即ち「一方の当事者に何らかの帰責事由が存在するがゆえにその当事者が自己に不利な解釈可能性が選択されるという解釈準則と何らかの外在的な基準により何らの帰責性なく不利益を課されるという解釈準則がある場合には、前者が優先されるべき」である¹⁵。「表現使用者に不利益を課すことが、とりわけ約款による契約の場合に、その者が明確な表現を用いる義務を負っており、それを怠った過失があるという根拠と結びつきやすいのに対し、権利を得る者のみはその条項につき常に明確な表現をする義務を負わされることを論理的に導き出すことは困難」であり¹⁶、「不

¹⁴ 上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』（2003年、日本評論社）184頁

¹⁵ 上田前掲189頁以下。

明確条項解釈準則の諸類型の中では、まず『表現使用者に不利に』解釈準則の適用が優先されると言うべき¹⁷。そして、「伝統的に『表現使用者に不利に』解釈準則の根拠とされてきた、『より明確な表現を用いるべきであったのにそうしなかったこと』を要件に高め、当該契約文言などを用いた当事者に契約内容の不明確さを生み出したことに対する過失ないし帰責事由が存在することが要求されるべき」である¹⁸、とする。

しかし、より明確な表現を用いるべき者の過失にその根拠を求めることができるとする説明は、この準則の優位を説明し尽くすものではないように見える。例えば、フランス民法典は、当初、第1162条に「疑わしい場合には、合意は要約者に不利に、債務を負う者に有利に解釈される」という規定を有しており、2016年の民法改正後も、1190条で「疑わしい場合には、個別合意による契約 (contrat de gré à gré) は債権者に不利に債務者に有利に、附合契約 (contrat d'adhésion) はそれを提示した者に不利益に解釈される」として、部分的に、債権者に不利益に解釈すべきであるとする原則を残している。フランス民法典の規定方式は、約款作成者の相手方の保護や消費者保護といった配慮の働かない場合、権利を得る者にその条項につき明確な表現を行う義務を負わせることはそれ自体としては不合理ではないことを示しているように見える。

ところで、我が国の不明確条項の解釈準則は、ドイツの約款契約法に対する研究成果の導入とともに形成されてきたものである¹⁹。周知のように、ドイツ民法第305条のc (旧約款規制法第5条) は「普通取引約款の解釈に際しての疑わしい事項は、約款使用者の負担に帰する」とする規定を置いている。19世紀普通法では、表現作成者に不利益な解釈準則の他、債権者に不利

¹⁶ 上田前掲190頁。

¹⁷ 上田前掲190頁。

¹⁸ 上田前掲193頁。さらに、上田は、「『表現使用者に不利に』解釈準則が適用できない場合の後順位に適用される準則として、任意規定による補充が可能な事項に関しては『有利な法的地位を得るものに不利益に』解釈準則を、それ以外の場合には『義務者に有利に』解釈準則を適用すべき」であるとする (上田前掲203頁)。

益な解釈準則，有利な法的地位を引き出すものに不利益な解釈準則等多様な解釈準則が混在していたが，その中で，徐々に，表現作成者の不利益に解釈すべきであるという準則が優位を獲得してきたように見える。そこで，我が国において，なぜ，表現作成者に不利益な解釈準則が採用されているのかを明らかにするためには，ドイツにおいて表現作成者に不利益な解釈準則が優位を占めるようになったのはなぜかを明らかにする必要がある。

それでは，ドイツにおいて，表現作成者に不利益に解釈すべきであるとする準則が優位を獲得するようになったのはなぜであろうか。ドイツでは，既に19世紀には約款による契約が多数現象となっていたことが指摘されているが²⁰，約款の普及とともに必ずしも債権者が契約文言の起草を主導的に進めるとは限らなくなったことは不明確準則に影響を与えた可能性がある。しかし，同時期に解釈の対象となる契約の構造に対する理解についても重要な変化を生じていることに着目する必要がある。変化というのは，契約を統合された一つの意思の表示として捉える理解から，複数の意思表示の合致として捉える理解への変化である。こうした解釈の対象に関する理解の変化は，解釈準則に対していかなる影響を及ぼしたのであろうか。以下には，こうした

¹⁹ ドイツにおける不明確条項の解釈準則に関する議論を紹介するものとして，石井『普通契約條款』（勁草書房，1957年）59頁以下，山下「普通保険約款論」96巻10号（1979年）1頁以下，石原「約款解釈における不明確原則」33頁以下，河上『約款規制の法理』（有斐閣，1988年）285頁以下，上田『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』（日本評論社，2003年）35頁以下等がある。

²⁰ Ermann / Roloff, Bürgerliches Gesetzbuch-Handkommentar mit AGG, EGBGB (Auszug), ErbbauRG, HausratsVO, LPartG, ProdHastG, UklaG, VAHRG und WEG-, Bd.1, Auflage12. 2008, Vor § 305Rn.1.; Hellwege, Allgemeinebedingungen, einseitig gestellte Vertragsbedingungen und die allgemeine Rechtsgeschäftslehre, 2010, S.2. Vgl. Ludwig Reiser, Das Recht der allgemeinen Geschäfts-Bedingungen, 1961, S.15ff. ライザーは，19世紀中葉に迎えた産業革命とともに企業が大量生産を行うようになり，これが販売システムの変化をもたらし，約款による契約をより促進することになったと指摘する。また，ロロフも，「普通取引約款は，19世紀中葉以降の産業化の流れの中で，現代的大量取引の現象形態として，漸次，形成され，ほとんど経済の全ての領域において，特に銀行，保険会社，運送会社，公益事業そして商取引によって用いられる」と指摘している(Ermann / Roloff, a. a. O., Vor § 305 Rn.1.)。

観点から、19世紀のドイツ普通法下における不明確条項解釈準則について見ていくことにしよう。

3 ドイツ普通法における不明確条項の解釈準則

(1) ドイツ後期普通法において、不明確条項の解釈準則を論じる際に引用された代表的な法文は²¹、問答契約に関するものとしては、D.34.5.26 (「問答契約において、なにかが約定されているのか問題とされる場合には、二義的であることは、要約者に不利になる。’) D.45.1.38. § 18 (「何が約定されているのかが問答契約において問題とされる場合には、言葉は、要約者に不利に解釈されるべきである。’), D.45.1.99.pr (「どのようなものであれ、債務の義務付けに関することは、それが言葉によって明確に述べられていなければ、省略されたものと理解されるべきである。そして、我々は、原則として、諾約者 promissor の有利に解釈する。というのは、言葉を広く様式に書き表すことは要約者の自由だったからである。そして、反対に、それが特定の価値のある容器や強い奴隷の約定に関することであったとしても、諾約者は、受け入れない。’)が挙げられている。

売買に関しては、D.2.14.39 (「古い法律家たちの間では、曖昧又は多義的な取決め (pactio) は、その条項をより明確に書記す権限のある売主又は貸主を害することについて争いがない。’), D.18.1.21. (「ラベオーは、取決め不明確さは、買主よりも、むしろこれを述べた売主の不利とならなければならない、と書いている。なぜなら売主は状態が損なわれる前により明確に語ることができたはずだからである。’), D.18.1.h33. (「売却の約款の中に『河川、雨滴は現状通りであるように』と書かれたが、どのような河川又は雨滴であるかが付け加えられていなかったときには、何が約定されていた

²¹ 野田龍一「前記普通法学における不明瞭規則論—現代契約解釈理論の歴史的 position 付けのために—」福岡大学法学論叢35巻1 = 2 = 3号 (1990年) 58頁以下に各法文についての訳が示されており、本稿においても、参考になっている。また、これらの法文については、Christoph Krampe, Die Unklarheitenregel—Bürgerliches und römisches Recht, 1983. においても大部分取り上げられている。

のかが第一に考慮されなければならない。それが明らかでないときには、売主に不利となるように解される。というのは、表現が曖昧であるからである。D.18.1.34（土地の購入に於いて奴隷スティクスが付加わると述べられたが、複数の奴隷のうち誰が付加えられたかが理解されず、買主はある者を、売主は別の者を考えたとしても、土地の売却が有効であることは確定している。しかし、ラベオーは、売主が理解したそのスティクスが義務付けられると述べている。従物がどれだけの額か、それが付属させられた主たる物自体よりも価値があるものか、より価値のないものは重要ではない。というのは、我々は多くの物を、度々、その従物の故に買うからである。例えば、家屋が大理石、彫刻及び壁画の故に買われるのである。）、D.50.17.172.pr.（売却契約の締結に際して、曖昧な取決めは売主に不利に解釈されるべきである）が引用される。

(2) 不明確条項準則に関する議論は、これらの法文に対する解釈として行われた。まず現れたのは、これらの法文は、疑わしき条件を「義務者の利益」に解釈するものであるところ、「これは契約においては、債権者は、正確な様式化 (Fassung) について特に責任を負う主導者であるということに基づくものであり、両当事者が義務を負う双務契約では、疑いがある点については、主導者となる者の不利益に解釈される」²²とする理解である。こうした理解から、契約においては債権者が契約文言の正確な様式化について責任を負っており、疑いのある条項については債権者の不利益に、債務者の利益に解釈すべきであるとする準則が導かれている。

また、疑わしき点が必ずしも債務内容について生じるとは限らず、訴えや防御の際に主張される付随的な協議内容について曖昧さを生じることもある。そこで、ゾイフェルトにおいては、「曖昧な規定は、疑わしきときには、彼はより明確な様式を心掛けるべきであったと非難される当事者の不利益に解釈されるという原則 (adversus eum, qui clarius loqui debuisset) が妥当」

²² Georg Friedrich Puchta, Lehrbuch der Pandekten. Nach d. Tode d. Verf. besorgt von A. F. Rudorff, 9. verm. Aufl. Leipzig, 1863, S.104.

し、「その曖昧な箇所から自らのために権利を導こうとする者」の不利益に解釈されるという理解が現れている²³。これらの理解は、何れも、契約の文言ごとに正確な様式化について責任を負う者が予め定まっていることを前提とする。そして、上記の法文を、契約の文言の正確な様式化についての責任を「予め」分配するものと理解している。

しかし、上記の法文をこのように解釈することに対しては、同時期に異なる解釈も現れている。即ち、サヴィニーは、問答契約で債権者が様式の曖昧さについて責任を負うのは、「発問者は常に自己の判断に従い問いを調整しているが、相手方はその答えの中で完全に発問者の様式に依拠しており、それに続かざるを得ない」という顧慮による²⁴。売買や賃貸借に関する上記の法文は、「通常の場合を想定するもの」であって、「物が売却又は賃貸のために提案される」ときには、「取引全体が売主又は賃貸人に由来しており、それに加えて、売主又は賃貸人はその物を、自己の相手方よりも正確に知っており、そしてまた様式の多義性も大抵は契約で扱っている物の性質と範囲に関係している」。従って、「この点に関する状況が変われば、結論も異なるものとならざるを得ない」のであり、「農場の買主が、奴隷菓ティクスが売買においてともに与えられることを求めたが、農場において複数の奴隷がこの名前を有していることを見出したときには、この付随的契約が由来している買主に不利益に、従ってここでは売主の利益に、解釈される」とする²⁵。

そこで、サヴィニーは、「あらゆる債務契約の本質は、債務の内容に関する合致した意思表示」にあり、「契約の様式化を引受けた当事者は、これとともに同時に、合致についての責任を引受けている」。従って、「様式の中に多義性が見られた場合で、相手方がその意味について欺かれ、惹起者がその多義性を不誠実な意図で又は過失により様式の中に含ませた場合には、その作

²³ Johann Adam Seuffert, Praktisches Pandektenrecht, Bd.2, 3. Aufl. Würzburg, 1852, S. 103.

²⁴ Friedrich Carl von Savigny, Das Obligationenrecht als Theil des heutigen römischen Rechts, Bd.2, Berlin, 1853, S.193.

²⁵ Savigny, Das Obligationenrecht, Bd.2, 194.

成者 (Urheber) が責任を負う。というのは、疑いの防止は様式化を引受けた者の手に握られており、それ故に彼が解釈の不利益を負担しなければならないからである」、とする²⁶。このように、サヴィニは、現実に表示の作成を行った者が表現の曖昧さについての責任を負うとする理解を同じ法文から導き出している。

このように、不明確条項の解釈準則に関する議論は、前記の法文について、契約の様式を正確に起草すべき責任を予め分配したものと解釈するか、それとも実際に表現を作成した者に表現の曖昧さに関する不利益の責任を負わせることを明らかにしたものと解釈するかという点に関する対立として現れており、前者の解釈をとる者は不明確条項は債権者の不利益に又はその曖昧な条項から自らの権利を導こうとする者の不利益に解釈すべきであるとする準則に至り、後者の解釈をとる者は表現作成者の不利益に解釈すべきであるとする準則に至ることになる。勿論、具体的な解釈準則としては、債権者に不利益に解釈すべきであるとする準則と表現作成者に不利益に解釈すべきであるとする準則を両方ともに挙げるものも多く見られる。しかし、上記の法文を何れの意味に解釈するかという点について見ると、この二つの解釈方法は二者択一の関係に立つものと言える。そして、こうした法源解釈に関する対立は、少なくとも19世紀中葉に至るまでは、何れが優位に立つとも言えない状況にあったように見える²⁷。

(3) しかし、19世紀後半においては、この二つの対立する見方のうち、不

²⁶ Savigny, Das Obligationenrecht, Bd.2, 193.

²⁷ Vgl. Karl Georg von Wächter, Pandekten Bd.1, Allgemeiner Theil, Leipzig 1880, S. 405. 契約書の文言を起草した者の不利益に解釈するとする見解に対しては、ヴェヒターが、「申込を行い、契約の文書による様式化の負担を引受けることを各人に敬遠させることにならざるを得ない危険な原則」であると批判する。ヴェヒターによれば、法源もこのような原則を述べたものではなく、「ある者が何かを自らの利益のために要求する場合 (ローマの間答契約における要約者や、例えば契約に自己に有利な付随的規定を添えたときの売主や賃貸人のように)、彼は、その際多義的な表現を用いたときには、疑わしい場合には、自己に不利益な解釈を引受けなければならないことを明らかにしたものであるとする。

明確な規定は表現使用者に不利益に解釈すべきであるとする理解の方が、徐々に優位を獲得してきたように見える。例えば、ヴィントシャイトは、意思表示の意味に疑いがあるときには、「明確に述べることがその義務となるであろう者に不利益に、従って契約においては契約の起草又は契約の規定が由来する者に不利益に解釈され、最後に、意思表示のある特定の意味から権利を導き出す者に不利益に解釈される」²⁸とする。契約の起草又は契約の規定が由来する者に不利益に解釈するとの準則が優先的な準則として現れており、権利を導き出す者に不利益に解釈するとの準則は、これに後れる準則として現れている²⁹。

また、アルントは、「特に一方的義務負担においては、義務者が最も負担が軽くなる解釈が優先される。双方向的に義務を負う法律行為においては、疑わしき点については、その際に主導者（Hauptperson）として行動しており、正確で明確な起草について責任を負う者の不利益に解釈される」³⁰としており、片務契約では義務者に有利にの準則を採用一方で、双務契約については「主導者として行動」する者が、「正確で明確な起草について責任を負う」とする。

続いて、デルンブルヒは、「信義誠実即ち *bona fides*」の支配の下で、「契約の曖昧で多義的な規定は、その規定を相手方が完全には見通していないと認められるときには、その規定を編集（redigieren）した者の不利益に帰するという原則」が明らかとなるとし、「法源は、この原則を主に売主、賃貸

²⁸ Bernhard Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. 1, 7. Aufl. 6. Aufl. Band 1, Frankfurt a.M. 1891, S.232.

²⁹ Vgl. Baron, Julius: Pandekten, 9. verm. Aufl., Leipzig 1896, S.123. バロンも同様に、「引受けられた義務、課された負担の範囲と射程が問題となるときには、疑わしきときには、約束の言葉を起草した者の不利益に解釈され、これが存在しないときには、より僅かなものが承認される（それ故に、問答契約、売買、賃貸借契約は疑わしき点については債権者に不利益に解釈される。）」としており、言葉を起草した者の不利益に解釈すべきであるとする準則が上位の準則となっている。

³⁰ Arndts von Arnesberg, Karl Ludwig: Lehrbuch der Pandekten, 9. Aufl., Stuttgart 1877, S.103f.

人に対して適用しており、最近の判決は保険契約及び運送契約に関する書式による規約に対して適用している。雇い主により、例えば工場、炭鉱で一般的に定められている労働条件も同様に扱われる³¹⁾としている。これも前記法文について、疑いのある事項は実際に表現を作成した者の不利益に解釈すべきことを定めたものとする理解を前提とするものと言えよう。

以上のように、19世紀後半において、債権者に不利益に解釈するとの準則や、権利を導き出そうとする者に不利益に解釈すべきであるとする準則が消滅したわけではないが、表現作成者の不利益に解釈すべきであるとする準則が優先的に適用されるものとして登場し、又は双務契約においては表現作成者の不利益に解釈すべきことが説かれている。この意味において、19世紀後半においては、表現作成者に不利益に解釈すべきであるとする準則が不明確な規定の解釈準則として徐々に優位を獲得していたと見ることができる。

4 意思表示概念変容の不明確条項解釈準則に対する作用

(1) 19世紀ドイツにおいて、契約を相対立する複数の意思表示の合致として捉え、個々の意思に意思としての役割を担わせる構造は、必ずしも一般的だったわけではない。当初のドイツの体系書の多くは、契約について、これを統合された意思の表示とする定式を用いていたように見えるからである。

このことをサヴィニの『現代ローマ法体系』に確認する。サヴィニによれば、売買契約においては、まず第一に、「相互に対立する複数の人 (eine Mehrheit einander gegenüber stehender Personen)」が存在するのを見ることができるとして、「この複数の人が何かしらを、そして両者が同じことを、確定的に欲して」いなければならない、「彼らはこの一致を意識していなければならない」。そして、意思の対象についてみると、「売買契約においては、意思は、目的としての法律関係に向けられている」のであり、その法律関係は当事者自身に関連している。ここから、サヴィニーは、契約の概念に

³¹⁾ Heinrich Dernburg, Pandekten, Bd.1, 1: Allgemeiner Theil, 6. verb. Aufl., Berlin 1900, S.286f.

ついて、「契約とは、複数人が一致した意思表示の一つになり、それによってその者達の法律関係が定められるものをいう」³²。「契約の概念は、数個の意思がただ一つの分割されない総体的な意思に統合しているというメルクマールにより、意思表示という種類からその特別の性質のものとして区別される。他方、意思表示は1人の個人に由来することが可能なのである」³³、としている。

このように、サヴィニーは、合意を構成する個々人の意思を契約の構成要素とするのではなく、むしろ統合された総体的意思としての合意を契約の構成要素として捉えている。細かな表現には差異があるが、個々の意思を意思と捉えるか、それとも分解されない総体的意思としての合意を契約における意思として捉えるかという点に着目すると、例えば、プフタは、「契約が存在するためには、二人の主体（Paciscenten、Contrahenten）の意思の合致、及びその表示が不可欠であり、表示は両当事者により行われなければならない（申込と承諾）」と述べている³⁴。各当事者が、申込及び承諾という形で表示を行うことが現れているものの、ここでも、個々人の意思が表示されるのではなく、合致した意思が表示されるものと説明されているのである。こうした契約の構造理解の特徴は、ドイツでは、19世紀中庸に至るまでの体系書においてよく見られる。

(2) これに対して、契約を複数の意思表示の合致とする様式は、19世紀の中庸以降において、見られるようになっていく。この様式を最も明確に表現しているのは、ヴィントシャイトである。ヴィントシャイトは、契約について以下のように定義する。即ち「債務契約は、あらゆる契約と同様に、二つの意思表示の合致において成立する。一方の契約者の表示は、彼がある給付

³² Savigny, System des heutigen Römischen Rechts, Bd.3, 1840, S.309. この定義は、Savigny, Das Obligationenrecht als Teil des heutigen Romischen Rechts, Bd.2, 1853, S.7 においても繰り返されている。

³³ Savigny, System des heutigen Römischen Rechts, Bd.3, S.309

³⁴ Georg Friedrich Puchta, Lehrbuch der Pandekten. Nach d. Tode d. Verf. besorgt von A. F. Rudorff - 9. verm. Aufl. Leipzig, 1863., S.389.

を義務付けられることを欲することに向けられ、相手方契約者の表示は、彼がこの義務負担意思を捉え、受け入れることに向けられている。相手方当事者が義務付けられることを欲する表示を行った給付を求める債権が彼のために成立すべきであるとする観念が表現されなくても。]³⁵とする。

ヴィントシャイトは、契約を二つの意思表示の合致と定義し、個々の当事者の意思に契約における意思としての役割を担わせている。この構造は、契約における意思を複数の契約者の意思が統合された総体として把握していた従来の構造とは異なる構造的な特徴を有すると言えるのではないだろうか。こうした特徴は、その後、例えば、デルンブルヒの『パンデクテン』にも現れているように思われる。デルンブルヒは、サヴィニに見られたような、意思を統合した上で、これを表示するという構造を示しておらず、代わって、「債務は、債権者が債務者の債務約束を承諾することにより、正式に契約を通じて生じるもの」³⁶であるところ、「約束が契約の主たる構成部分であり、約束の承諾は一本来的には債務者により差し出された契約の印の把持という身体的行動を示す表現であり一付属的構成部分として現れる」としており³⁷、必ずしも明確なものではないものの、債務を負担する意思とこれを受取る意思という個々の当事者の意思により重きをおいた説明を採用しているように見えるからである³⁸。

以上のように、19世紀のドイツにおける契約の構造に対する捉え方には、個々の当事者の意思が統合された総体としての意思に契約における意思としての権威を与える構造をとるものと、個々人の意思に意思としての権威を与

³⁵ Bernhard Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. 2, 7. Aufl., Frankfurt a.M. 1891, S.149ff.

³⁶ Heinrich Dernburg, Pandekten, 6., verb. Aufl. Band 2, Obligationenrecht, Berlin 1900., S.22. Vgl. Dernburg, Pandekten, 6., verb. Aufl. Band 1.1: Allgemeiner Theil, Berlin 1900, S.215. デルンブルヒは、法律行為に関するタイトルの下においても以下のように説明している。「双方向的行為又は契約は、これを通じて相互的に法律関係の発生、変更、強化又は解消に結合される、二人の当事者の一致した表示を必要とするもの」であり、「一方の要求と他方当事者による承諾が必要となる」。

³⁷ Dernburch aa.O. Bd.2, S.22. Anm.1.

える構造をとるものという二つの系統が存在していたように見える。

(3) この二つの系統は、互いにその違いを自覚して対立していたわけではないが、解釈学上の問題、本稿との関係で言えば、不明確条項に対する解釈準則の選択の問題に対して影響を及ぼしていた可能性があるのではないだろうか。二つの系統の違いの意義については、ツィーテルマンの考察を参照することで明確にすることができるようと思われる。ツィーテルマンは、当事者の個別意思と合意との関係について、以下のように述べている。「二つの客体が同じであるのか、異なるのかは、特有の実在的な原因を有するような実在する現象 (reales Phänomen) ではなく、比較する思考、つまり二つの間を一方の対象から他方の対象へと移行する思考が承認する一つの関係に過ぎない」³⁹。そして、「私は、各々の個別現象の成立のための原因を求めなければならないし、見出すことができる」が、「これらの個々の現象が一度生じたとしたときに、これらが同じなのか異なるのかは、比較する思考から直接必然的に生じる帰結なのである」⁴⁰。このようなツィーテルマンの分析が正しいとすると、総体としての合意は思考の産物としてのみ存在し得るのに対し、個別的意思は実在することが可能であるという点に両者の違いを見ることができる。いわゆる意思と表示という契約の二つの本質的要素を対立するものとする捉え方も、個々人の実在する意思を前提としたものであって、個別的意思を契約における意思として位置づけるのに伴って生じたものと見

³⁸ この点については、第3版においては、「各契約者は、相手方契約者の表示に対して、彼がそれを理解しなければならない意味において、権利を有する」(Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, 3. Aufl. Bd.1, 1870. S.209.)としていたが、その後、改説があり、「契約の下では、契約者の言葉の現実の意味ではなく、むしろその言葉を相手方当事者が彼のおかれた状況下でどのように理解しなければならないかが重要であると教える」とすると、つまり各当事者は相手方契約者の表示に基づいて彼がそれを理解しなければならない意味において権利を有すると教えるのであれば、この教義は行き過ぎである」とされている (Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, 6. Aufl. Bd.1, 1887, S. 261.)。

³⁹ Ernst Zitelmann, Irrtum und Rechtsgeschäft, Psychologische und juristische Untersuchung, Leipzig 1879, S.421.

⁴⁰ Zitelmann, a.a.O. S.422.

ることができる⁴¹。

ヴァイントシャイトの不明確条項の解釈準則に関する理論は、個々の表意者の意思を契約の要素に据える契約の構造を前提としているように見える。ヴァイントシャイトは、D.45.1.110.1に関して以下のように述べている。即ち、「1.110 § 1の事案において、契約申込は、債権者となろうとする者に由来しており、相手方は、申込者が彼の用いた言葉をその通常の意味とは異なる意味で理解していたと認めなければならない理由を有しない。この意味で彼は契約申し込みを承諾したのである。彼が言葉に他の意味を添えようとするのであれば、彼は、そのことを言わなければならないのである」⁴²。ヴァイントシャイトによれば、契約者の言葉は、「各当事者は相手方の表示に基づいて彼がそれを理解しなければならない意味において権利を有する」のではなく、むしろ「契約者がその合意を通じて何に拘束されるのかが問われたときに、相手方契約者の表示の意味についての彼の理解が始点とされなければならない」⁴³、「当事者は、彼が相手方の表示の中に見出した意思内容に対してのみ拘束されることを欲しているのである」⁴³。

このような、ヴァイントシャイトの理解からすれば、契約の文言の起草を行う者は「明確に述べることがその義務」となっており、それにもかかわらず契約の様式の中に疑いを残したときには、相手方は、様式を作成した者に不利益な意味内容を基準として⁴⁴、自ら拘束されることを欲したものと解釈さ

⁴¹ サヴィニーとヴァイントシャイトの意思概念の違いについては、筏津安恕「ドイツ近代私法学における三つの自由意思概念」法政論集201号141頁以下参照。事実的意思と規範的意思とを対比する文脈で述べられたものであるが、意思主義と表示主義とがともに事実的意思概念を前提とすることを明らかにしている。筏津によれば、「表示主義者もヴァイントシャイトも、事実的真意が認識可能であることを前提としている。この共通分母のうえで、表示主義者の経験的心理的意思とヴァイントシャイトの効果意思が区別されている。表示主義者は表示を重視し、ヴァイントシャイトは効果意思を重視する。効果意思は、行為者が事実的にもった規範的内容についての意欲のことである。意思の内容はたしかに規範的であるが、解釈の対象としては、行為者の視点からみた事実的な次元に属する意思概念である」(149頁)という。

⁴² Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. 1, 7. Aufl., S.223 Anm. II.

⁴³ Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. 1, 7. Aufl., S.223.

れることになる。他方、自ら曖昧な文言を用いて様式を作成した者の意思表示については、ヴィントシャイトはこれを結果的には否定することになったが、自ら曖昧な表現を用いたが故に、相手方の理解した意味内容での意思表示の成否が問題とされることになるのである。

以上のように、契約書の様式を作成した者とこれを受入れた者との対立関係は、後者の意思表示においては、様式作成者が定めた表示と様式作成者に不利益な相手方の意思との対立として、前者の意思表示においては、様式作成者の意思と様式作成者に不利益な相手方の理解との対立としてそれぞれ現れている。従って、疑わしきは表現作成者の不利益に解釈すべきであるとする原則は、個々の当事者の心理的事実としての意思を意思と捉えたことにより生じた、意思と表示との対立構造とよく調和するものと見ることができる。これに対して、疑わしきは債務者の有利に解釈すべきであるとする原則は、合意からどの範囲で債権の成立を基礎付けることができるかという評価から遡って、表現の正確さに対する合意成立過程における当事者の責任を決定するものであって、本来的には、解決の対象を合意とする理解と馴染みやすいものであったように見える⁴⁵。そうであるとすれば、契約における意思が総体としての合意から個々の当事者の心理的事実としての意思に変容したことは、契約文言作成者の不利益に解釈すべきであるとする準則の強調として作用したと見ることができるであろう。

⁴⁴ Bernhard Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, 6. Aufl. Band 1, Frankfurt a.M. 1887, S.261.

⁴⁵ Vgl. Albert Gebhart, Allgemeiner Theil, Motive II 2, in: Werner Schubert (Hrsg.), Die Vorlagen der Redaktoren für die erste Kommission zur Ausarbeitung des Entwurfs eines Bürgerlichen Gesetzbuches, Allgemeiner Teil, Teil2, 1981, S.254. 民法総則の部分草案の起草者であるゲーブハルトは、疑わしきは僅かな範囲での準則や債務者の有利に解釈すべきであるとする準則について、「意思の一致の問題に対する誤った回答をもたらすことがある」として、意思との矛盾を理由に草案への受入れを拒絶している。

5 結語

以上に見てきたように、我が国においては、ボワソナード草案及び旧民法下では、債務者の利益に解釈すべきであるとする準則が採用されていたが、少なくとも民法典制定後の約款契約法の分野では、不明確条項の解釈準則としては表現使用者に不利益に解釈すべきであるとする準則が妥当することを前提に、議論が形成されてきたように見える。上田は、この準則が、「とりわけ約款による契約の場合に、その者が明確な表現を用いる義務を負っており、それを怠った過失があるという根拠と結びつきやすい」⁴⁶という利点を備えていると指摘し、ここにこの原則が優先されるべき理由があるとする。

この上田の説明は、約款契約において、約款作成者の相手方を保護する必要があるとする配慮の表現としては正しいように見える。しかし、この説明は、こうした文脈を離れて、およそ債権者に不利益に解釈するべきであるとする準則が劣後すべき理由を提供するものではない。例えば、フランス民法典1190条は、附合契約（*contrat d'adhésion*）については表現作成者に不利益な解釈を採用しながら、個別合意による契約（*contrat de gré à gré*）については依然として債権者に不利益な解釈を採用している。このフランス民法典の枠組は、債権者の不利益に解釈すべきであるとする準則がそれ自体として合理性を失っているものではないことを推測させる。

ドイツにおいても、19世紀普通法下では、約款作成者（表現使用者）に不利益な解釈準則の他、債権者に不利益な解釈準則、有利な法的地位を引き出す者に不利益な解釈準則等多様な解釈準則が混在していたのであり、その中で、徐々に、表示作成者の不利益に解釈すべきであるという準則が優位を獲得してきたように見える。その原因の一つとして、19世紀のドイツでは、契約を統合された意思の表示として捉える構造理解から、複数の意思表示の合致として捉える構造理解へという変化が生じていたことに着目する必要がある

⁴⁶ 上田前掲190頁。

る。こうした契約の構造理解の変化とともに意思が個々人の心理的な事実を
実体とするものとして捉えられることとなり、19世紀後半のドイツにおいて
は、契約解釈上、一定の意味が契約内容に組込まれるためには、その意味が
当事者の個別的意思と一致していなければならないという制約を生じること
になる。こうした制約もまた、契約文言作成者の不利益に解釈すべきである
とする準則を強調する要因として作用したと考えられる。そして、我が国の
契約概念は、意思表示を体系の単位として採用した結果として、全体として
の合意とは区別される意味での個々の意思に解釈の対象としての位置付けを
与えているようにも見える。この点で、我が国の契約の構造は、ヴァイント
シャイトに見られた契約の構造とその特徴を共有するものと言うことができ
る。